

令和7年第7回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和7年7月23日（水） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 から 閉会：午後3時10分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：吉原真由美、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稲川栄士、副部長兼指導課長：松山勝洋 生涯学習課長：飯島知枝、義務教育学校整備課副課長：市村治 学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第18号 学校運営協議会設置について 報告第19号 学校運営協議会委員の委嘱について 報告第20号 筑西市社会教育委員の委嘱について 報告第21号 筑西市立図書館協議会委員の委嘱について 議案第21号 令和8年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について【非公開】 議案第22号 筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について
議事の概要	教 育 長： ただいまから、令和7年第7回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。（1）協和地区義務教育学校整備事業 基本構想・基本計画（案）について、説明をお願いいたします。 義務教育学校整備課副課長： 報告事項（1）協和地区義務教育学校整備事業 基本構想・基本計画（案）について、ご説明いたします。 この基本構想・基本計画（案）は、今後、協和中学校区において開校に向けた準備を進めていく、施設一体型義務教育学校の整備に関する基本的な方針をまとめたものとなります。先月の13日には、協和地区準備委員会の皆様にご説明させていただき、さらに、先月の下旬に開催した協和地区の保護者説明会や住民説明会でも、概要版で説明をさせていただきました。今後、市議会議員の皆様にもご説明させていただき、その後、市の計画とし

て策定していきたいと考えております。

はじめに目次をご覧ください。第1章が目的、第2章が基本構想、第3章が基本計画の3部構成となっております。

各章の概要ですが、第1章：目的、第1節：目的と背景の文中にて『そのような中、協和中学校区においては、小学校3校のうち2校が適正規模を満たしておらず、将来にわたり、安定して適正規模を維持できる環境整備が喫緊の課題となっている。そこで、協和中学校区では、昨年5月に「学校の在り方」協和地区協議会を立ち上げ、6回の協議を経て、本年2月に筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会を設置し、義務教育学校の整備に向けたより具体的な協議を進めていくこととしたところである。本基本構想・基本計画は、協和中学校区におけるより良い教育環境の整備を目指し、施設一体型義務教育学校の整備に関する基本的な方針を明らかにすることを目的とする。』としております。次に、第2節：関連する計画との関係ですが、上位計画、関連計画などとの整合性を図り、この構想・計画を作成していることを示しています。

続いて、第2章：基本構想、第1節：現状と課題の整理として、児童生徒数の推移では、令和12年度には、協和中学校区の児童生徒数が658人に減少すると推計しております。また、学校施設の現状では、築年数が60年に及ぶものもあり、施設の老朽化が進んでいることを記載しております。課題の整理では、(1)から(6)までの6つの課題を挙げ、将来的な児童生徒数を見据えた施設整備や、義務教育学校の特色を生かした施設整備が必要であることなどを挙げています。次に、第2節：整備方針ですが、開校目標年度は令和12年度とし、整備予定地は協和中学校の敷地に一部敷地を拡張し、既存施設と一体的利用が可能な校舎及び屋内運動場を建設するものとしています。また、施設整備の基本方針として、まず、(1)小中一貫教育に適した機能的でコンパクトな施設では、最善な校内動線を検討し、まとまりのあるコンパクトな施設の整備や、児童生徒間の交流への配慮、教職員が9年間の系統性ある教育を連携して行える管理関係室も整備することとしています。(2)誰もが明るく快適に過ごせる施設では、温かみと潤いのある教室空間や、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、多様な学びの場を整備することとしています。(3)確かな学力を育む施設では、多様な学習環境に対応し、主体的・対話的な学びが可能な施設や、きめ細かい指導を行える学習環境を整備することとしています。(4)安全・安心で維持管理のしやすい施設では、災害に強く、防犯計画により、児童生徒及び教職員が安心して過ごせる施設、さらに、ライフサイクルコスト縮減に配慮をした、維持管理しやすい施設を整備することとしています。(5)将来の公共施設複合化を見据えた施設では、児童数の減少に柔軟に対応できる施設、地域に開放できるような施設配置を計画して整備することなどを挙げております。整備スケジュールについては、協和中学校区における施設一体型義務教育学校を令和12年度に開校することを目指し、この基本構想・基

本計画を基に、令和7～9年度に基本設計と実施設計、令和9～11年度にかけて本工事を実施できるように、計画的に事業を推進していきたいと考えております。

続いて、第3章：基本計画については、先の基本構想で挙げた整備の方針などを実現させるため、より具体的に明文化したものととなります。第1節：全体計画及び配置計画では、計画を進めるうえで、全体で考慮すべき内容について示しており、（1）変化に柔軟に対応し、維持管理がしやすい施設の整備、（2）健康的かつ安全で豊かな施設環境の整備、（3）将来の公共施設複合化を見据えた施設の整備、を定めております。また、配置計画では、（1）敷地利用、（2）既存の中学校校舎との連結、（3）安全・安心に配慮した配置、（4）使いやすさ・将来の公共施設複合化への配慮、について定めております。第2節：各室計画、第3節：屋外計画、第4節：設備計画、第5節：防犯計画では、それぞれ具体的な計画を定めております。最後に、第6節：整備概要及び設計条件として、予定ではありますが、新たに3階建ての4,800㎡程度の校舎と、1,000㎡程度の屋内運動場を計画しております。

基本構想・基本計画（案）の説明は以上となりますが、併せて、『協和中学校区の義務教育学校に関するQ＆A』を資料としてお配りいたしました。このQ＆Aは、これまでの協議会の中で挙げた疑問について、Q＆A方式でまとめたもので、先日行った保護者説明会や住民説明会では、このQ＆Aを元に質問に回答させていただきました。また、このQ＆Aは、ホームページに掲載するとともに、随時更新していきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、（1）協和地区義務教育学校整備事業 基本構想・基本計画（案）について、説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚 本 委 員： 細かい計画の策定ありがとうございます。私自身、保護者説明会に出席させていただき、質問等も何点かできていました。その後開催された住民説明会では、対象者が地域の方、保護者だけではなく子ども達の祖父母等も出席されたと思うのですが、その際にはこういった質問があったのか教えていただければと思います。

義務教育学校整備課副課長： 住民説明会においても、保護者の方も参加されていたということもあり、保護者説明会でいただいた質問や意見も出ておりました。具体的な内容としましては、明野五葉学園での成果を踏まえて整備を進めていってほしい、もっと早期に取り組んでほしかった、という話をいただいております。他には、統合を予定している12年度に在籍している子どもたちのために、教職員の配置等を配慮してほしいといった意見をいただいたところです。

塚 本 委 員： ありがとうございます。

また、今までに統合に関するアンケートを2回ほど実施していただいたと思いますが、12年度に開校となった際に対象となる保護者等も変わると思われますが、その方たちを対象に改めてアンケートをとる考えはあるのでしょうか。対象者が変わると、意見等も変わってくると思うのですが。

義務教育学校整備課副課長： 統合に関するアンケートの実施については、改めて行うことは考えておりません。前回、保護者の方に実施させていただいたアンケートは、協和地区の学校統合の方針を協議するうえで、小学校での統合か義務教育学校の整備かというものでして、その結果を踏まえて、今回説明させていただきました基本構想・基本計画（案）を作成しているところです。こちらが策定されましたら、今後は、この構想・計画に基づいて整備を進めていくこととなります。整備の進捗状況、準備委員会での検討状況や質問があった事項に対しましては、Q & Aの更新や準備委員会だよりの発行・配布等により、周知を努めていきたいと考えております。保護者層の意見を聞く機会ということでしたら、明野地区での準備を進めていた際には、支所等に意見箱の設置や、準備委員会だよりにて意見の募集の呼びかけ等を行った経緯もありますので、協和地区での準備の際も、保護者の生の声を聞けるよう、手段を検討していければと考えております。

塚 本 委 員： ありがとうございます。現役の保護者世代が意見を出しやすい環境を整備していただければと思います。

草 間 委 員： 私の方からは学校の敷地について伺わせていただきます。今現在の中学校の敷地だけでは補えないため、北側に敷地を拡張する予定だと思っておりますが、そのための土地の目安はついているのでしょうか。

義務教育学校整備課副課長： 市の考えとして敷地の拡張を計画しておりますが、現在地権者の方との協議中でありますので、詳細については回答を控えさせていただきます。ご理解ください。

塚 本 委 員： 敷地を拡張する場合、土地の取扱いが購入となるのでしょうか。それとも借り受けるのでしょうか。

教 育 部 長： 新たに拡張する土地については、購入を前提としております。市において、借地として使用させていただいている公共施設もありますが、公共施設の適正管理の観点から、新たに公共施設用地を取得する場合、土地の部分については購入を原則としております。また、今回拡張を予定している土地については、必要最低限の範囲を考えております。詳細については、お伝えできる時期になりましたら、改めてお知らせさせていただければと思います。

草 間 委 員： 統合の準備を進めていくうえで課題はたくさんあるかと思いますが、しこりが残った状態で統合した場合、子ども達にも影響が出ると思っておりますので、頑張って進めていただければと思います。

- 教 育 長： よろしいでしょうか。
- 続きまして、日程 3 議事に入ります。報告第 18 号「学校運営協議会設置について」、報告第 19 号「学校運営協議会委員の委嘱について」、併せて報告をお願いします。
- 学 務 課 長： 報告第 18 号「学校運営協議会設置について」、報告第 19 号「学校運営協議会委員の委嘱について」、一括してご説明させていただきます。
- 学校運営協議会制度につきましては、3 月の定例会において、規則の制定についてご承認いただき、今年度、下館小学校をモデル校として、導入を進めてきたところです。今回提出させていただきました、2 つの案件につきましては、本来であれば、教育委員の皆様にお諮りしてから進めるべきものではありませんが、手続きの都合上、事前に議案を提出することが困難であったことから、今定例会での報告とさせていただきます。
- それでは、報告第 18 号「学校運営協議会設置について」、ご説明いたします。下館小学校校長から、令和 7 年 4 月 1 日付け下館小第 27 号で、学校運営協議会の設置申請があり、これを受け、同日付けで、筑西市学校運営協議会規則第 2 条第 2 項の規定により、下館小学校に学校運営協議会を設置することを決定し、通知しております。なお、学校運営協議会の名称は「下館小学校学校運営協議会」でございます。
- 続きまして、報告第 19 号「学校運営協議会委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。学校運営協議会委員につきましては、学校運営協議会を設置する学校の校長から、委員の推薦書を提出いただき、筑西市学校運営協議会規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の委嘱を行うものとなります。これにより、下館小学校校長から推薦のありました 11 名の方に、委員の委嘱を行っております。委嘱期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。
- 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 18 号「学校運営協議会設置について」、報告第 19 号「学校運営協議会委員の委嘱について」、併せて説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 塚 本 委 員： 今回委嘱された委員の方は 11 名とのことですが、委嘱人数の定めはあるのでしょうか。
- 学 務 課 長： 委嘱人数につきましては、規則により 20 名以内と定められております。学校長から推薦があった人数が 11 名で報告いただきましたので、11 名の方に委嘱させていただいたところです。
- 教 育 長： 委員の人数については、地域によって協力いただける方々が異なるので、それぞれの地域の特色を活かせるよう 20 名以内とさせていただいた経緯があります。

- 塚 本 委 員： 評議員とは重複されていないということですよね。
- 教 育 長： 学校運営協議会制度を導入する学校については、評議員制度は廃止となります。これまで評議員として協力いただいていた方が、学校運営協議会委員として引き続き協力していただくということは考えられます。
- 草 間 委 員： 学校運営協議会としての会議等の開催回数は年にどれくらいを予定しているのでしょうか。
- 教 育 長： 下館小の場合は、年４～５回程度を予定しているようです。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告第 20 号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、報告をお願いします。
- 生涯学習課長： 報告第 20 号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市社会教育委員につきましては、筑西市社会教育委員に関する条例第 1 条及び第 3 条の規定により委嘱を行うものとなります。委嘱を行った委員の任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。今回委嘱を行いました 20 名のうち、再任として委嘱をした方が 10 名、学校教育関係者の人事異動、各団体の役員改選等により新たに委嘱をした方が 10 名となります。
説明は以上となります。よろしくご説明いたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 20 号「筑西市社会教育委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第 21 号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、報告をお願いします。
- 生涯学習課長： 報告第 21 号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市立図書館協議会委員につきましては、筑西市立図書館条例第 16 条第 4 項の規定により委嘱を行うものとなります。委嘱を行った委員の任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。今回委嘱を行いました 11 名のうち、再任として委嘱をした方が 7 名、学校教育関係者の人事異動、各団体の役員改選等により新たに委嘱をした方が 4 名となります。
説明は以上となります。よろしくご説明いたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 21 号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 草 間 委 員： 社会教育関係者として、各種団体から会長が図書館協議会委員となっているように見受けられますが、青少年育

成筑西市民の会は顧問の方をお願いしているのはなぜでしょうか。

生涯学習課長： 例年ですと、会長が委員をお受けしていただいているところですが、今年度、役員改選により新たに会長になられた方の都合もあり、会の方から前会長である顧問を委員にと推薦がありました。事務局としては、会長と同等の意見を述べていただける、また、これまで図書館協議会委員として協力していただいたところもありますので、会の意見を参考に委嘱させていただいたところです。

教 育 長： よろしいでしょうか。
続きまして、議案第 21 号ですが、進行の都合上、議案第 22 号の後にご審議いただきます。それでは、議案第 22 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第 22 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員につきましては、筑西市訪問型家庭教育支援事業の実施に関する規則第 5 条の規定により委嘱を行うものとなります。委嘱期間につきましては、委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日までとなるため、定例会で承認いただけた際には、本日以降の日付で委嘱を行うものとなります。協議会委員 11 名のうち、再任として委嘱をする方が 5 名、学校教育関係者等の人事異動、各団体の役員改選等により新たに委嘱をする方が 6 名となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第 22 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

教 育 長： よろしいでしょうか。
それでは、議案第 22 号「筑西市訪問型家庭教育支援推進協議会委員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 22 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 21 号「令和 8 年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について」、です。この議案につきましては、【非公開】案件となります。関係職員以外はお退出をお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

協 議

(非公開部分削除)

教 育 長： ただいま議案第 21 号「令和 8 年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第 21 号「令和 8 年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 21 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、日程 4 協議に入ります。（１）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

草 間 委 員： 明野地区学校の統合によって閉校した学校のうち、旧上野小学校については賃貸として貸し出しを行うことになったと思いますが、いずれは校舎も老朽化の影響で、最終的に解体することになるかと思います。その際には、誰が対応するのでしょうか。

吉 原 副 部 長： 賃貸としての契約期間が終えた際には、市が解体を行うことになるかと思われます。但し、契約期間中における修繕費用や維持管理経費等につきましては、相手側が負担することになっております。

塚 本 委 員： 明野五葉学園のことでお聞きしたいのですが、義務教育学校の特色として、後期課程の先生が前期課程に出向いて授業を行うという話が当初あったかと思いますが、難しい状況と耳にしています。そのことについて、検討状況を教えていただければと思います。

教 育 長： 一番大きな課題は、前期課程と後期課程の 1 コマの授業時間が 45 分と 50 分で異なっているという点になります。例えば、後期課程の 3、4 時間目の授業を行わず、その間に前期課程の授業を行う、といった対応は可能かと思われますが、実際、学校も開校してまだ 1 年しか経過していないため、学校運営自体もまだ軌道に乗りきれていない状況です。実施した場合の効果も踏まえ対応策を検討はしているところですので、ご理解いただければと思います。図工・美術をはじめとした技能教科や理科の授業等については、後期課程の専門の教諭が前期課程の授業も対応できるようになると授業効果は高いものになると思います。

塚 本 委 員： 教育長が仰るとおり、学校の運営自体もまだ落ち着いていないと伺っております。引き続き、実施に向けて検討していただければと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、筑西市では夏休みに宿題がない学校はあるのでしょうか。全国的に、宿題がない学校が増えてきているという話題を耳にしましたので。

教 育 長： 小学校 1 年生については、夏休みの宿題をなくす取り組みが広まってきているかもしれませんが、筑西市では全学年に宿題を出していると認識しています。宿題の出し方等については、学校裁量となっているため、学校ごとに差はあると思われます。

草 間 委 員： 話は変わるのですが、現在、幼稚園等で英語を教えている施設も増えているようです。小さいうちから英語に慣れ親しんでいる子が、大人の英語の発音を指摘する話もあるようです。小学校において、そういった事例により担任の苦手意識の誘発や負担になっていたりする事案はあるのでしょうか。

教 育 長： 筑西市では、基本的に小学 1、2 年生については英語の指導はしていません。例外として、週 1 程度学級活動の一環で英語に触れる機会を取り入れる場合もあるとは思いますが、全国的にも原則 3、4 年生から外国語活動が取り入れられます。その場合も、担任ではなく、A L T や指導助手等専門の方が対応していますし、5 年生からは教科として英語の授業がありますが、英語専科の教諭が対応していますので、昔ほど担任の負担にはなっていないと思います。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 7 年第 7 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。